

平成28年1月から、 マイナンバーと身元確認書類



の提示が必要です。

平成28年1月から、マイナンバー（個人番号）が必要な手続きには、本人確認が義務付けられることとなります。

手続きに際し、『個人番号が確認できる書類』と『身元確認ができる書類』の提示が必要になりますので、必ず持参してください。

本人が申請・届出する場合



マイナンバー（個人番号）
を記入する。

+

個人番号が確認できる書類



個人番号カード（※）

（裏面）

通知カード



又は

個人番号が記載された住民票の写し

身元確認ができる書類



（表面）

A 写真付きの公的機関発行の
身分証明書の場合: 1点
例) 運転免許証、パスポート など

B 上記がない場合: 2点
例) 健康保険証、年金手帳 など

+

代理人が申請・届出する場合

上記の書類に加えて、

代理人であることが確認できる書類



A 法定代理人の場合
例) 戸籍謄本 など

B 任意代理人の場合
例) 委任状

+

代理人の身元確認できる書類

A 写真付きの公的機関発行の
身分証明書の場合: 1点
例) 運転免許証、パスポート、個人番号カード など

B 上記がない場合: 2点
例) 健康保険証、年金手帳 など

※ 個人番号カードでは、1枚で「個人番号を確認できる書類」と「身元確認書類」の確認が可能です。